

お知らせ



お手元に届いたらご確認をお願いします

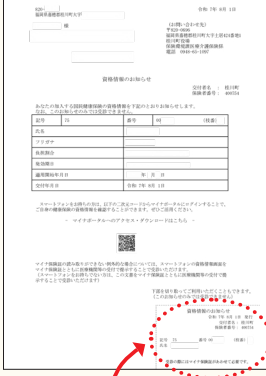
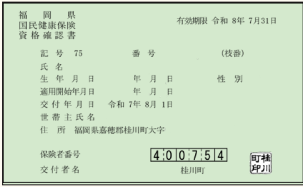
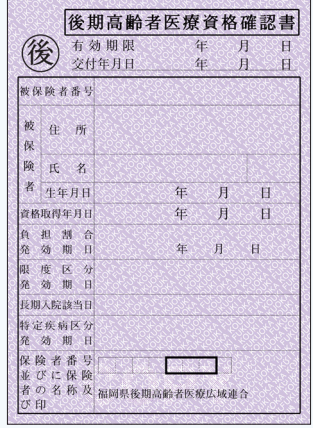
国民健康保険および後期高齢者医療 資格確認書等を送付します

区 保険環境課 医療介護保険係

☎ 65・1097

8月からの資格確認書等について

現在の国民健康保険被保険者証（資格確認書を含む）と後期高齢者医療被保険者証（資格確認書を含む）の有効期限は、令和7年7月31日までとなっています。8月1日より使用できる新しい資格確認書等をそれぞれ7月末までに送付しますのでご確認ください。

	国民健康保険		後期高齢者医療
対象者	マイナ保険証を持っている（登録済）	マイナ保険証を持っていない（未登録）	マイナ保険証の有無に関わらず全員
送付するもの	資格情報のお知らせ  右下を切り取って、マイナ保険証と一緒に携帯してください	資格確認書 	資格確認書 
病院受診時	マイナ保険証を提示	資格確認書を提示	マイナ保険証または資格確認書を提示
備考	要介護認定者や障がい者手帳所持者、施設入所者など、マイナ保険証の利用にあたって配慮を必要とする方には、申請により「資格確認書」を交付します。		現在発行済の、 ● 後期高齢者医療 限度額適用認定証 ● 後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証 は、新規発行せず、資格確認書に併記されます。 また、前年中の所得をもとに定められた、医療費の自己負担割合（1割・2割・3割のいずれか）も記載されていますので、ご確認をお願いします。 ※ 3割負担の方は、申請により1割または2割負担となる場合もあります。詳細はお問合せください。